

京都市告示第 402 号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成26年11月20日から平成27年3月31日まで、次の者を京都市公金収納受託者として、本市が定期的に収集する一般廃棄物の処理に係る手数料（指定袋により徴収するものに限る。）の徴収事務を委託します。

平成26年11月20日

京都市長 門 川 大 作

- 1 氏名又は名称 株式会社トータルエコセンター
- 2 住 所 京都市伏見区竹田向代町川町115-3

(環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課)